



松愛会
横浜地区

はまだより



平成12年4月号 No.13

発行責任者 松岡 正

▲ 平成12年度横浜3地区合同年次総会のご案内 ▼

今年度の横浜3地区（北・南・西）合同年次総会が、次の予定で開催されます。前年度の地区活動報告や、今年度の地区活動の方針、またセミナーでは来年4月より変更される株式の譲渡益の税制についてのお話が伺えます。引き続いて懇親会も行います。奮ってご参加下さい。

1. 日 時：平成12年5月13日（土）10：30～14：30頃
2. 場 所：松下通信工業（株）綱島工場 厚生棟
3. 次 第：第1部…地区総会 第2部…セミナー 第3部…懇親会

▲ 新地区委員のご紹介 ▼

本年1月より、地区委員1名の交代がありましたのでご報告します。

退任：内藤 宏之さん（町田市地区担当）

新任：大山考三郎さん（町田市地区担当）宜しくお願い致します。



大山委員

▲ 新会員懇談会のご案内 ▼

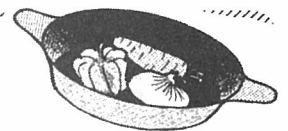
平成11年9月～12年2月に新しく松愛会に加入された方々、及び前回欠席された方を対象に標記の会を開催します。該当される方は万障お繰り合わせの上ご出席下さい。

- ・ 日 時：4月19日（水） 13：40～16：30
- ・ 場 所：松下通信 佐江戸工場 南厚生棟1階 S1-103会議室

第7回 男の料理教室のご案内

誰でも楽しく気軽に作れる料理教室のご案内です。奮ってご参加下さい。

- ・ 開 催 日：5/23（火）、6/20（火）、7/25（火）、8/29（火）の4回
- ・ 場所・時間：松下通信（綱島）研修センター 11：00～13：30
- ・ 会 費：1回 2,000円 参加ご希望日（3回以上）を申込時にご指定下さい。
- ・ 定員・講師：24名先着順 石井暁子先生（フードコーディネータ）
- ・ 申込締切り：4月28日（金）必着 葉書に参加希望日、住所、氏名、電話番号をご記入ください。
- ・ 申 込 先：大山考三郎さん宛て 042-796-0419 〒194-0011 町田市成瀬が丘2-35-18



囲碁クラブの活動報告とご案内

11月25日、湯河原の『杉の宿』にて、定例会を開催。

今回は年長組の活躍が目立ちました。結果、各クラスの優勝は、伊藤孝志氏、伊藤 裕氏、秋山泰良氏でした。

クラブ入会ご希望の方は、世話役までご連絡下さい。

（世話役 石崎睦夫さん TEL 045-352-9511 / FAX 045-355-1123）



ぶらり会のご案内

歩くのに適した季節になりました。ご家族誘い合わせて、気軽にご参加下さい。

- ・5月11日(木):『東高根森林公園と等覚院のつつじ』JR 登戸駅改札前広場 10:00 集合
新緑の県立公園とつつじの等覚院、あじさいの妙楽寺等を訪ねる 10km コース。
- ・6月10日(土):『公園めぐり』相鉄線と小田急江ノ島線の交差している大和駅改札前 10:00 集合
泉の森公園、芦沢公園、立野台公園、ひまわり公園、県立座間谷戸公園等を訪ねる 10km のコース。
- ・7月13日(木):『川シリーズ①境川を歩く』JR 横浜線相原駅改札前 10:00 集合
歩きやすい上流部分の境川岸を町田まで歩く 10km のコース。
(世話役 高木達雄さん 045-933-0495・村田秀夫さん 045-821-0465)

● 福祉情報 ● ご存じと思いますが…

◇ 介護保険制度の運用が始まりました

介護保険制度による介護サービスの提供と利用が4月1日からスタートしました。

65才以上の人(第1号被保険者)と40才以上64才迄の人(第2号被保険者)全てが保険料を納めて、自らが介護を必要とする場合は勿論のこと、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして新しくスタートした保険制度です。

万一誰かの支援が必要になった時、介護サービスを利用するためにはどのような手続きが必要かなど、日頃から制度についての正しい知識をもっておくことが大切です。今回は、介護サービスを受けるための手続きについてご説明します。



1月29日地区新春総会で介護保険を解説される市福祉局の鈴木紀之氏

◎ 介護サービスを受けるには

- (1) まず、介護サービスを必要とする状態かどうかについて市区町村の福祉担当部署に申請して要介護認定を受けることが必要です。
- (2) 訪問面接調査や医師の意見書等をもとに、保険・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」での審査・判定結果に基づいて介護の必要度が認定されます。
- (3) 認定結果がでたら、介護サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼し、本人や家族の同意により計画が確定します。計画の作成は無料です。
(指定居宅介護支援事業者のリストは市区町村の福祉担当部署または地域ケアプラザにあります。)
- (4) 介護サービスの利用にあたっては、サービス提供事業者と契約を締結することになりますが、契約の際にはサービスの具体的内容や利用者の負担金等について、十分に確認して下さい。

要介護度の認定結果は6ヶ月毎に見直しされることになっていますので、更新の手続きが必要になります。また、心身の状態が変化し介護の必要度が変わった場合には、認定結果の変更を求めることができます。